

# 「短期入所生活介護サービス」利用契約書

(短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービス)

社会福祉法人 芙蓉会

ショートのステイみぎわ園

## ◆◆ 目次 ◆◆

### 第一章 総則

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 第1条 契約の目的          | 第2条 契約期間と利用期間    |
| 第3条 個別サービス計画の決定・変更 | 第4条 介護保険給付対象サービス |
| 第5条 介護保険給付対象外サービス  | 第6条 運営規程の遵守      |

### 第二章 サービスの利用と料金の支払い

- |                  |                 |
|------------------|-----------------|
| 第7条 サービス利用料金の支払い | 第8条 利用の中止・変更・追加 |
| 第9条 利用料金の変更      |                 |

### 第三章 事業者の義務

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 第10条 事業者及び事業所従業員の義務 | 第11条 守秘義務等 |
|---------------------|------------|

### 第四章 利用者の義務

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 第12条 利用者の変更及び連帯保証人 | 第13条 施設利用上の注意義務等 |
| 第14条 利用者の禁止事項      |                  |

### 第五章 損害賠償

- |                            |                   |
|----------------------------|-------------------|
| 第15条 損害賠償責任                | 第16条 損害賠償がなされない場合 |
| 第17条 非常災害等による指定居宅サービスの実施不能 |                   |

### 第六章 契約の終了

- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 第18条 契約の終了事由、契約終了に伴う援助 | 第19条 利用者からの中途解除 |
| 第20条 利用者からの契約解除        | 第21条 事業者からの契約解除 |

### 第七章 その他

- |                   |           |           |
|-------------------|-----------|-----------|
| 第22条 身体拘束その他の行動制限 | 第23条 苦情処理 | 第24条 協議事項 |
|-------------------|-----------|-----------|

様（以下、「利用者」という。）と、社会福祉法人芙蓉会ショートステイみぎわ園（以下、「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「指定居宅サービス」という。）の提供を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結する。

## 第 一 章 総 則

### （契約の目的）

第 1 条 事業者は、介護保険法令にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し介護保険給付対象サービス、介護保険対象外サービスに定める指定居宅サービスを提供します。

2. 事業者は、利用者に対して提供する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間費用等については、居宅サービス計画（以下、「ケアプラン」という）に定めるとおりとします。

### （契約期間と利用期間）

第 2 条 「契約期間」は、契約締結の日から有効6ヶ月とします。契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、更に6ヶ月間同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

2. 「利用期間」とは、同条項で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、指定居宅サービスの提供を実施する期間をいいます。

### （個別サービス計画の決定及び変更）

第 3 条 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されている場合には、それに沿って個別の指定居宅サービスに係る介護計画、介護予防計画である短期入所生活介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に示します。

2. 事業者は、利用者に係るケアプランが作成されていない場合でも、個別サービス計画の作成を行います。その場合には、事業者は利用者に対し居宅介護支援事業者を紹介する等、ケアプラン作成のために必要な支援を行います。

3. 事業者は、利用者及びその家族等に対して個別サービス計画について説明し、同意を得た上で決定します。

4. 事業者は、利用者に係るケアプランが変更された場合、または利用者及びその家族等の要請に応じて変更がされた場合は、利用者及びその家族等と協議して個別サービス計画を変更するものとします。個別サービス計画を変更した際は、利用者に対して書面を交付してその内容の確認をします。

#### (介護保険給付対象サービス)

第4条 事業者は、指定居宅サービスにおける介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び必要な看護を提供します。

#### (介護保険対象外のサービス)

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える指定居宅サービスの提供を受けることができます。

2. 前項のほか、事業者は介護保険対象外のサービスとして、宿泊滞在に伴う居室使用、食事、レクリエーションや趣味活動、日用品等の介護サービスの提供を受けることができ、これに係る指定居宅サービス等の利用料金は、利用者の負担とします。

3. 事業者は、介護保険対象外のサービスに定めるサービス内容について、必要に応じて利用者及び家族等に対してもわかりやすく説明します。

#### (運営規程の遵守)

第6条 事業者は、当該運営規程に従い必要な人員を配置して、利用者に対し契約に基づく指定居宅サービスを提供します。

2. 運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、事前に利用者に対して説明することとします。

3. 契約者は、前項の変更に同意することができない場合は、契約を解約することができます。

## 第二章 サービスの利用と料金支払い

#### (サービス利用料金の支払い)

第7条 利用者は、要介護度認定に応じて第4条に定める指定居宅サービスを受け、重要事項説明書に記載する利用料金から、介護保険給付額を差引いた分（自己負担利用料）を、利用者負担割合に応じた額で事業者に支払います。

但し、契約者が介護認定を受けられていない場合、またケアプランが作成されていない場合には、指定居宅サービス利用料金は、一端全額支払うものとします。

※ 要介護、要支援認定を受け、またケアプラン作成後には、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

2. 介護保険対象外のサービスについては、利用者は、重要事項説明書に記載するサービス利用料金を事業者に支払いをします。

3. サービス利用金額は、毎月ごとに計算しこの請求書を発行します。利用者は、翌月事業者が指定する日までに支払うものとします。

4. 利用者は、指定居宅サービス利用中の中止など、すでに提供されたサービスに対する利用料金、または第13条（原状回復の義務）、その他の条項に基づき支払などの義務が生じている料金は、利用終了日に精算をします。

(利用の中止・変更・追加)

第 8 条 利用者は、指定居宅サービス利用開始前において、利用を中止または変更、新たな指定居宅サービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者は利用開始日または利用期日の前日までに事業者申し出るものとします。

2. 利用者が、利用開始日、または利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。
3. 事業者は、第1項に基づき利用者からの利用の変更、追加の申し出に対して、事業者施設が満室等により、利用者の希望する日に指定居宅サービスの提供ができない等の場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議をします。
4. 利用者は、利用期間中であっても、指定居宅サービスの利用を中止することができます。
5. 利用者は、第9条に定める料金の変更などに同意することができない場合には、契約を解約することができます。

(利用料金の変更)

第 9 条 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができます。

2. 事業者は、第5条に定める保険対象外サービス利用料金等について、経済状況の変化、その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して予め書面にて変更を通知し、説明同意を得た上で当該利用料金の額を変更することができます。

### 第 三 章 事 業 者 の 義 務

(事業者及び事業所従事者の義務)

第 10 条 事業者及び事業所職員は、指定居宅サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全及び保管に十分配慮するものとします。

2. 事業者は利用者の体調、健康状態を観て必要な場合には、利用者からの状況の聴取、確認の上、事業所内看護職員もしくは利用者の主治医、または予め定められた協力医療機関と連携し指定居宅サービスを実施するものとします。
3. 事業者は、指定居宅サービス提供時において、利用者に病変等、緊急的な状況などで必要な場合は、速やかに主治医または予め定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な措置を講じます。
4. 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定すると共に、非常災害に備えるため、定期的に避難救出等、その他必要な訓練を行うものとします。
5. 事業者及び事業所職員は、利用者、または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

6. 事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）の規定を遵守し、事業所職員による虐待が行われないようにします。
7. 事業者は、指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管します。
8. 事業者は、利用者、または身元引受人、その他代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物の交付もできます。

（守 秘 義 務 等）

- 第 11 条 事業者及び事業所職員は、指定居宅サービスを提供する上で、知り得た利用者、またその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、当法人規定、服務規定及び情報管理規定に準じ、この契約が終了した後も継続します。
2. 事業者は、情報管理規定に則り、事前の同意を以て、契約者に心身など緊急時やむを得ない状況で治療が必要な場合、事業者は利用者の医療情報を医療機関等に提供ができ、また利用者に係る居宅支援事業者等での連携を図る上で、正当な理由がある場合には、利用者または利用者の家族等の個人情報などを提供ができるものとします。

## 第 四 章 利 用 者 の 義 務

（利用契約者の変更および連帯保証人）

- 第 12 条 利用者は、契約の有効期間中に失神喪失、その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は契約者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。
2. 連帯保証人は、この契約に基づく利用料等金銭債務に関する一切を利用者と連帯して債務を保証します。
  3. 連帯保証人は、前項により履行の責任を負担する極度額の範囲は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息等、賠償責任としてその上限を金 30 万円とします。

（利用者の施設利用上の注意義務等）

- 第 13 条 利用者は、指定居宅サービスの提供を受けるにあたり、本来の用途に従って事業所施設、設備、敷地を利用する。またその使用にあたり、設備、備品など故意または、重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、原状に復するための弁償を行うものとします。（原状回復の義務という。）
2. 利用者は、施設の使用にあたり、心身の状況等により特別な配慮が必要とする場合には、利用者及びその家族等、事業者との協議により施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

（利用者の禁止行為）

- 第 14 条 利用者は、事業所施設内で次の各号に該当する行為は、禁止とします。

- ① 決められた場合以外での喫煙
- ② 事業所職員、または他の利用者に対し暴言、暴力など迷惑を及ぼすような行為、並びに宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ③ その他決められた物以外の持ち込み、特に宝石類等、高額な装飾品や貴重品の持ち込みは禁止します。

## 第五章 損 害 賠 償

### (損 害 賠 償 責 任)

第 15 条 事業者は、利用者に対する指定居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。同第11条守秘義務に違反した場合にも同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、当時の心身、その他状況を斟酌して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

### (損害賠償がなされない場合)

第 16 条 事業者は、以下の号に該当する場合、または自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

- ① 利用者が、契約締結時及び指定居宅サービスの実施にあたって、心身の状況また病歴等の重要な事柄の聴取、確認について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことで損害が発生した場合。
- ② 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した指定居宅サービスを原因としない事由で損害が発生した場合。
- ③ 利用者が、事業者もしくは事業所職員の指示、依頼に反して行ったことによる行為で損害が発生した場合。

### (非常災害等による指定居宅サービスの実施不能)

第 17 条 契約期間中に、地震、噴火等の非常災害の責に帰する事由により、指定居宅サービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスの提供を停止します。

2. 前項の場合に、事業者は、既に実施した指定居宅サービスについて、利用者に対して所定の利用料金の支払いを請求できるものとします。

## 第 六 章 契 約 の 終 了

### (契約の終了および終了に伴う支援)

第18条 利用者は、以下の各号に定めるところに従い居宅サービスを終了することとします。

- ① 利用者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により、利用者の心身の状況が自立と判断された場合。

- ③ 事業者施設の滅失や重大な毀損により、指定居宅サービスの提供が不可能になった場合。
  - ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合、または解除された場合。
  - ⑥ 事業者が法人の解散命令を受けた場合、また破産した場合、その他やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
  - ⑦ 第19条から21条に基づき本契約が解約又は解除された場合。
2. 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の置かれている状況、環境等を配慮し、必要な支援を行うよう努めるものとします。

（利用者からの中途解約）

第 19 条 利用者は、本契約の有効期間中、契約の全部または一部を解約することができます。

この場合には、利用者は、契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2. 利用者は、以下の項に該当する場合には、契約を解約することができます。

- ① 利用者が入院した場合。
- ② 利用者に係るケアプランが変更された場合。

（利用者からの契約解除）

第 20 条 利用者は、以下の各項に該当する行為があった場合には、契約の全部または一部を解約することができます。

- ① 事業者もしくは事業所職員が、正当な理由なく契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合。
- ② 事業者もしくは事業所職員が第11条守秘義務に違反した場合。
- ③ 事業者もしくは事業所職員が、故意または過失により利用者の身体、財産、信用等を傷つけ、著しい不信行為などで、契約継続がしがたい重大な事情が認められる場合。

（事業者からの契約解除）

第 21 条 事業者は、利用者が以下各項に該当する場合、および第8条及び第13条の事項に該当する場合には、契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要な事柄について、故意にこれを告げず不実の告知を行い、その結果契約の継続がしがたい重大な事情を生じた場合。
- ② 利用者による第7条サービス利用料金の支払いが、3ヵ月以上遅延し支払の催告にもかかわらず支払われない場合。
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者または事業所職員、もしくは他の利用者等の生命、身体、財産、信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行うことなど、契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
- ④ 第13条利用者の禁止行為に抵触し、改善勧告にもかかわらずその行為が続く場合。

## 第七章 その他

### （身体的拘束その他の行動制限）

第 22 条 事業者は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限しません。

2. 事業所が利用者に対し身体的拘束、その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動制限の根拠、内容について十分説明し、利用者に同意能力がある場合はその同意を得ることとします。

また、この場合事業者は、事前または事後すみやかに、利用者の家族または身元引受人に対し利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3. 事業者が利用者に対し身体的拘束、その他の方法により行動を制限した場合には、介護サービス記録に記載します。

### （苦情処理）

第 23 条 事業者は、提供した指定居宅サービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。（重要事項説明書参照）

### （協議事項）

第 24 条 事業者は、本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、利用者または身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名のうえ、各1通を保有するものとします。

## 「指定短期入所生活介護」重要事項説明書

## 「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

### ショートステイみざわ園

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(静岡県指定 第2272300852号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」（以下「経過的要介護」・「要支援」を含む）と認定された方が対象となります。「要介護」認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

#### ◆◆目次◆◆

|                     |      |
|---------------------|------|
| 1. 事業者              | P 9  |
| 2. 事業所の概要           | P 9  |
| 3. 事業実施地域及び営業時間     | P 9  |
| 4. 職員の配置状況          | P 9  |
| 5. 当事業所が提供するサービスと料金 | P 10 |
| 6. 苦情受付について         | P 13 |
| 7. 事故発生時の対応         | P 13 |
| 8. 利用中の医療機関受診について   | P 14 |
| 9. 身体拘束について         | P 14 |
| 10. 虐待防止について        | P 14 |
| 11. 衛生管理及び感染症予防について | P 15 |
| 12. 第三者評価実施の有無      | P 15 |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 芙蓉会
- (2) 法人所在地 静岡県富士市今泉2220番地
- (3) 電話番号 0545(52)1118
- (4) 代表者氏名 理事長 内藤 好彦
- (5) 設立年月 明治36年6月10日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成15年4月21日指定  
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成18年4月1日指定
- (2) 事業所の目的 事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、「要介護」の状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅サービスを提供する事を目的とします。
- (3) 事業所の名称 ショートステイみぎわ園
- (4) 事業所の所在地 静岡県富士市今泉2210番地
- (5) 電話番号 0545(55)1877
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 戸巻 俊裕
- (7) 当事業所の運営方針  
事業所の職員は、「要介護」者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように、介護及びその他の生活全般にわたる援助を行います。併せて、事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成15年4月21日
- (9) 居室等の概要  
施設の利用定員 20人  
居 室 4人部屋 5室  
浴 室 一般浴槽・特殊浴槽  
機能訓練室・食堂・デイルーム等

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 富士市内
- (2) 営業日及び営業時間

|          |                  |
|----------|------------------|
| 営業日      | 年中無休             |
| 受付時間     | 月～金 8時30分～17時30分 |
| 送迎サービス提供 | 毎 日 9時00分～16時00分 |

## 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定居宅サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職 種            | 配置人員   | 指定基準 |
|----------------|--------|------|
| 管 理 者          | 1名     | 1名   |
| 医 師            | 非常勤 1名 | 1名   |
| 生 活 相 談 員(兼 務) | 1名     | 1名   |
| 看 護 職 員        | 1名     | 1名   |
| 介 護 職 員        | 7名以上   | 7名   |
| 管 理 栄 養 士      | 1名     | 1名   |
| 機 能 訓 練 指 導 員  | 1名     | 1名   |

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割又は8割又は7割が介護保険から給付されます。

| 種 類           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食 事 の 介 助     | <ul style="list-style-type: none"> <li>自己で食事の摂取が困難な方にその介助を行います。</li> <li>食事はできるだけ離床してとっていただけるように配慮します。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7:30 ~ 8:30<br>昼食 12:00 ~ 13:00<br>夕食 17:00 ~ 19:00                                                                           |
| 排 せ つ の 介 助   | <ul style="list-style-type: none"> <li>入所者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。</li> <li>おむつを使用する方に対しては、随時交換を行います。</li> </ul>                                                                                                                     |
| 入 浴 の 介 護     | <ul style="list-style-type: none"> <li>週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>                                                                                                                                               |
| 着 替 え 等 の 介 助 | <ul style="list-style-type: none"> <li>寝たきり予防のため、できる限り離床に配慮します。</li> <li>生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</li> <li>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>シーツ交換は週1回、寝具の消毒は適時実施します。</li> </ul>                                                              |
| 機 能 訓 練       | <ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                           |
| 健 康 管 理       | <ul style="list-style-type: none"> <li>看護師により健康管理に努めます。</li> </ul>                                                                                                                                                                                        |
| 社会生活上の<br>便宣  | <ul style="list-style-type: none"> <li>当事業所では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>主な娯楽設備、クラブ活動 (カラオケ、生け花、習字、ペン習字)</li> <li>・主なレクリエーション行事(別添の施設行事計画のとおり)</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。</li> </ul> |

(2) 介護保険給付外サービス

| 種 類       | 内 容                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 食 事 の 提 供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>管理栄養士の作成したメニューによりお食事の提供を致します。</li> </ul> |

|                 |                                                                                        |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 滞在費<br>(家賃・光熱費) | ・介護サービスを受けて頂くにふさわしい清潔な居室を提供致します。                                                       |
| 理美容サービス         | ・理髪店の出張による理髪サービスをご利用いただけます。<br>・美容室の出張による美容サービスをご利用いただけます。                             |
| 日用品購入代行<br>サービス | ・利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。代金は購入後清算させていただきます。<br>(申込先：ショーツスティ介護職員)  |
| その他サービス         | ・上記以外で、施設介護サービスの中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で入所者が負担することが適当と認められる費用の必要なサービス。 |

### (3) 法定給付

| 区 分         | 利 用 料                           |
|-------------|---------------------------------|
| 法定代理受領の場合   | 介護報酬の告示上の額<br>(利用者負担割合に応じた額)    |
| 法定代理受領でない場合 | 介護報酬の告示上の額<br>(施設介護サービスの基準額に同じ) |

### 〈送迎サービス〉

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合でも、追加送迎費用は、いただきません。

### 〈サービス利用料金〉(契約書 第7～9条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の「要介護」度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額：利用者負担割合に応じた額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ご利用者の「要介護」度に応じて異なります。また利用者負担額は利用者負担段階によっても、滞在費並びに食費の個人負担額が変わって参ります。

### 介護保険適用(1日当たりの単位)

| 項 目  | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1割負担 | 479  | 596  | 603  | 672  | 745  | 815  | 884  |

| 項 目  | 送迎加算  | サービス提供強化加算<br>(Ⅰ)イ | 看護体制加算<br>(Ⅰ)(Ⅱ) | 夜勤職員配置加算<br>(Ⅰ) | 介護職員等処遇改善加算<br>(Ⅰ) |
|------|-------|--------------------|------------------|-----------------|--------------------|
| 1割負担 | 片道184 | 22                 | 12               | 13              | 14.0/100           |

| 項 目  | 若年性認知症入所受入加算 | 緊急受入加算 | 機能訓練指導員配置加算 |
|------|--------------|--------|-------------|
| 1割負担 | 120          | 90     | 12          |

地域区分7級地により 1単位＝¥10.17 となります。

若年性認知症入所受入加算は対象のケースになった場合にだけ費用が発生いたします。

要支援1・2の方は看護体制加算Ⅰ・Ⅱの算定はいたしません。

(保険外の利用者負担)

| 区 分           | 利 用 料                                                                                                                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 食事の提供         | <ul style="list-style-type: none"> <li>基準費用額を 1,600 円と定めます。<br/>(内訳) 朝食…380 円/昼食…700 円/夕食…640 円<br/>(利用者負担の軽減措置が適用できます)</li> <li>おやつ代 120 円</li> </ul> |
| 利用者選定による特別な食事 | 利用者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用 … 実費                                                                                                                 |
| 滞在費 (家賃・光熱費)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基準費用額を多床室の 920 円/日と定めます。<br/>(利用者負担の軽減措置が適用できます)</li> </ul>                                                     |
| 理容・美容サービス     | <ul style="list-style-type: none"> <li>理容、美容サービス 実費</li> </ul>                                                                                         |

☆ご利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご利用者に提供する食事、滞在に係る費用は別途いただきます。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書 第5条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

①通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合でも、お住まいと当事業所との間の送迎費用は特別にはいたしません。

②クラブ活動

ご利用者の希望によりクラブ活動に参加していただけます。(材料代等は実費)

③日常生活上必要となる諸費用

日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。その他趣味等にかかる費用も実費をいただきます。

④経費の変更

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について事前に書面にてご案内、ご説明します。

(5) 利用料金のお支払い方法 (契約書 第7条参照)

前記の料金・費用は、月単位で、お願いします。

(6) 利用の中止、変更、追加 (契約書 第8条参照)

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定居宅サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料               |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 食費および滞在費をいただきます。 |
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合  | 無料               |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 食費および滞在費をいただきます。 |

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. 苦情の受付について（契約書 第23条参照）

### （１）当事業所における苦情の受付

|                |                                                                                             |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| みぎわ園<br>ご利用相談室 | 窓 口 担 当 者 生活相談員 太田 夏実<br>ご 利 用 時 間 毎日午前9時～午後5時<br>ご 利 用 方 法 電話（0545）55-1877<br>面 接 ご利用時間中随時 |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|

### （２）行政機関その他苦情受付機関

|                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| 富士市役所福祉総務課福祉指導室 | 富士市永田町1丁目100<br>電話番号 0545-55-2863 |
| 静岡県国民健康保険団体連合会  | 静岡市春日2-4-34<br>電話番号 054-253-5590  |

### （３）苦情処理の手順及び体制

サービスに関する苦情相談はまず事業者に出ることになります。事業者は上記苦情受け付け窓口担当者を置き、さらに中立な第三者委員を任命し、話し合いによる解決に努めます。

苦情解決責任者 戸巻 俊裕  
第三者委員 勝又 長見 鈴木 英之

## 7. 事故発生時の対応（契約書第15・16条参照）

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町及び関係各機関、並びに利用者の家族又は身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます
- ・サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産（現金を除く）に損害が発生した場合は、天災地災等不可抗力による場合をのぞき、速やかに利用者に対して損害を賠償します。  
但し、当該事故の発生につき、利用者の側に重大な過失がある場合は損害賠償の額を減じることができます。
- ・事業所は、万が一の事故の発生に備えて、（株）損害保険ジャパンの社会福祉施設総合賠償補償共済制度に加入しております。

## 8. 利用中の医療機関受診について

- ① 利用中の体調不良（発熱・風邪・感染症等）や著しく心身の変化が認められた時、他利用者への影響が懸念される症状が認められた時は看護職員及び介護職員の判断により医療機関の

受診をお願いする場合があります。尚、医療機関受診の為の送迎・付き添いは原則としてご家族でお願いします。

- ② 利用開始時及び利用中の体調不良（発熱・風邪・感染症等）が確認された時、その体調によっては利用を見合わせていただく場合があります。
- ③ 利用中に急変された場合には看護職員及び介護職員の判断により医療機関に救急搬送します。その際は可能な限り事前にご家族に連絡を取るよう努めますが状況によっては事後の連絡となる場合があります。尚、受け入れ医療機関は救急隊の判断に任せます。ご家族が希望する医療機関への搬送とならない場合がありますのでご了承ください。

☆利用者が急変された場合や事故に遭われた場合等に利用者に関する事を連絡させていただく緊急連絡先の届出をお願いします。原則として常時つながる携帯電話などの連絡先をお願い致します。

#### 9. 身体拘束について(契約書第10条・第22条参照)

サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行いません。

(1) 緊急やむを得ず身体拘束その他の行動制限を行うには、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。

- ① 切迫性…生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性…行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体拘束その他の行動制限は最小限の実施とし、早期解除する事を目的とした適正化検討委員会を随時開催します。

(3) 利用者本人及び家族、代理人に対して、身体拘束の内容、理由、目的、拘束の時間、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解と同意を得てから制限を実施します。

(4) 適正化検討委員会は3カ月に1回以上開催し、三要件に該当するかどうかを観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除します。また、その結果について介護職員その他従事者へ周知徹底を図ります。

(5) 利用者の心身状況・三要件の該当状況・身体的拘束等の内容・実施時間を詳細に記録し、記録は5年間保存します。

(6) 身体拘束等の適正化を図るため、介護職員その他従事者に対し適正化に関する研修を定期的(年2回以上)に実施します。また新任職員研修においても適正化に関する研修を実施します。

#### 10. 虐待防止について(契約書第10条参照)

高齢者の尊厳保持・人格尊重を常に心掛けたサービスを提供し、職場内での自浄作用ある環境づくり努め、虐待の未然防止・虐待等の早期発見・迅速かつ適切な対応・再発防止に努めます。

(1) 虐待の未然防止及び虐待等の早期発見への理解を深めるため、介護職員その他従事者に対し定期的(年2回以上)の研修を実施します。また新任職員研修においても虐待防止に関する研修を実施します。

(2) 虐待が発生した場合には速やかに行政窓口へ通報すると共に、当該通報手続きを迅速かつ適正に行います。また行政が行う虐待等に関する調査委員会を適時開催し、調査等への協力に努めます。

- (3) 虐待防止委員会を定期的に開催し、指針の整備・職員研修の内容・職員が相談報告できる体制の整備・発生原因の分析と再発防止策・これらの効果と評価の検討を行います。またその結果について介護職員その他従事者へ周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

#### 1 1. 衛生管理及び感染症予防について

介護職員その他従事者は、適正なサービスを提供するため自身の健康管理と感染予防に努めます。また、施設環境の清潔保持・定期的な消毒・温度湿度の管理及び十分な換気を施す等、常に衛生管理及び感染症予防に留意します。

- (1) 安全衛生委員会または感染対策会議を定期的に開催すると共に、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する。
- (2) 食品衛生法及び水道法等関係法規に準じて必要な措置を講じます。
- (3) 感染症及び食中毒の予防・まん延を防止するため、平常時の対策及び発生時の対応を定めた指針の整備を図ります。
- (4) 介護職員その他従事者に対し、感染対策の適切な知識・衛生管理の徹底・衛生的なケアの励行を図るため、定期的（年2回以上）な研修及び訓練（シュミレーション）を実施します。また新任職員研修においても虐待防止に関する研修を実施します。
- (5) 感染症が発生した場合であってもサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画（BCP）を策定します。

#### 1 2. 第三者評価実施の有無

当事業所に於いて第三者評価の受審はしていません。

#### 附 則

|             |       |     |               |
|-------------|-------|-----|---------------|
| この重要事項説明書は、 | 平成15年 | 5月  | 1日から施行する。     |
| この重要事項説明書は、 | 平成16年 | 12月 | 10日より改定を通知。   |
| この重要事項説明書は、 | 平成17年 | 10月 | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成18年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成21年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成22年 | 7月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成23年 | 4月  | 18日から改定し施行する。 |
| この重要事項説明書は、 | 平成24年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成24年 | 5月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成24年 | 12月 | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成25年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成25年 | 9月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成26年 | 1月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成26年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成26年 | 6月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成27年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成27年 | 8月  | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成27年 | 11月 | 1日から改定し施行する。  |
| この重要事項説明書は、 | 平成28年 | 4月  | 1日から改定し施行する。  |

この重要事項説明書は、平成29年 2月 1日から改定し施行する。  
 この重要事項説明書は、平成29年 4月 1日から改定し施行する。  
 この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は平成30年8月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は平成31年4月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和元年10月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和2年4月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和3年4月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和3年8月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和3年11月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和4年6月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和4年10月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和5年4月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和5年9月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和6年4月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和6年6月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和6年8月1日から改定し施行する。  
 この利用契約書及び重要事項説明書は令和7年4月1日から改定し施行する。

## 法定給付外サービス利用の同意書

私は、本書面に基づいて職員（職名 相談員 氏名 太田 夏実）から重要事項説明書内下記法定給付外サービス利用の費用、内容説明を受けたことを確認し、短期入所生活介護サービス利用契約締結の際は、選択サービスの提供及び同費用支払いに同意します。

| 法定給付外サービス                                                    | 費 用                                                                          | 選択（印） |
|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 食事の提供<br>（利用者負担段階により利用者負担軽減措置が適用できます）                        | ・基準額を1,600円と定めます<br>朝 食   380円<br>昼 食   700円<br>夕 食   640円<br>・別途 おやつ   120円 |       |
| 滞在費（家賃・光熱費）サービス<br>（利用者負担段階により利用者負担軽減措置が適用できます）              | ・基準額を多床室の<br>920円/日と定めます。                                                    |       |
| 理美容サービス                                                      | 実 費                                                                          |       |
| 電話のご利用                                                       | 10円/1通話                                                                      |       |
| 日常生活に要する費用で、本人に負担いただくことが適当である<br>もの・ご利用者希望による個別のレクリエーション費用等。 | 実 費                                                                          |       |

私は、本書面に基づいて事業者から契約書及び重要事項説明書の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。  
またサービス担当者会議等において、利用者並びに家族の個人情報を用いる事を同意します。

令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

利 用 者  
または、代 理 人 氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_

続 柄 .....

身 元 引 受 人  
又は、連 帯 保 証 人 氏 名 \_\_\_\_\_

続 柄 .....

|       |       |                            |
|-------|-------|----------------------------|
| 事 業 者 | 住 所   | 静岡県富士市今泉 2220              |
|       | 事業者名  | 社会福祉法人 芙蓉会<br>ショートステイ みぎわ園 |
|       | 代表者氏名 | 理事長 内藤 好彦 印                |

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書・重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人芙蓉会 ショートステイみぎわ園

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 太田 夏実 印